

知っ得情報プラザ



高齢者への虐待について - 留萌市の現状と対策 -

留萌市地域包括支援センターからのお知らせ

平成18年4月1日より、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）が施行されました。

児童虐待が社会問題になる中、高齢者の方々の虐待についてもさまざまな調査結果で明らかになりましたが、留萌市においても5月23日に旭町において同居長男による母（80歳）への暴行事件が発覚しました。

■ 高齢者虐待とは？
身体への暴力のほか、暴言を吐くような心理的虐待や、児童虐待でも問題となったネグレクト（食事を与えない等の介護の放棄）等が挙げられます。

高齢者への虐待の特徴として、家族が本人の年金を使い込んだりするといった場合には経済的虐待として認定されます。

■ 誰が虐待するの？
高齢者虐待防止法は、施設での虐待を契機として法制化された経緯もあり、施設の場合は施設職員が、在宅では、養護者主に同居親族が虐待の主体として想定されていますが、どこまでが虐待なのかは判断が難しく、特に家族間では、長い年月での相互関係もあり、また、現に高

齢者を介護している方の精神的ストレスが虐待の要因となるケースもあり、虐待している側のケアも重要となっていきます。

■ 地域包括支援センターにご相談ください
高齢者虐待防止法では、市民の方々にも高齢者への虐待がある、もしくはその恐れがあると発見したときは、市町村や地域包括支援センターに通報するよう努めることと明記されました。留萌市では、介護保険法の改正により、地域包括支援センターを、保健福祉センターは「とふる」内に設置しました。

留萌市地域包括支援センターには、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーといった専門職種が配置されており市の係として、介護支援課高齢者支援係へ、今回お話しした高齢者の方への虐待といった権利擁護の問題や、認知症への対応等の介護相談を中心とした高齢者の方々に関するさまざまな悩みへの相談対応を行っています。今回の件に限らず気軽ににご相談ください。

◎留萌市地域包括支援センター
（月）金 8時50分～17時20分
☎49・2558

編集・発行
留萌市政策経営室企画調整課
広報もいへのお問合せ
〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地『広報もい』係
☎0164-42-1809 / FAX 0164-43-8778
ホームページ <http://www.e-rumoi.jp/>
Eメール kouchou@e-rumoi.jp

クイズの応募方法

「答え、意見・要望、氏名、住所、性別、職業、電話、電子メールアドレス」を記入し、ハガキ、電子メール、FAXで上記まで送ってください。応募者の中から抽選で5名に『商品券』が当たります!! 応募期限は8月25日です。

●人の動き●平成19年6月末現在。()は前月比

人	男	女	世帯
26,416 (-21)	12,816 (-12)	13,600 (-9)	12,730 (-6)

2007年8月号 / 通巻593号 印刷 / 留萌印刷社
この広報誌は、再生紙を使用しています

得 クイズもいづぼ

先月号のクイズの答えは、3回目です。
(問題は、「7月29日(日)に留萌地方卸売市場で行われる『うまいよ! るもい市(いち)』は今回は 回目の開催になるでしょう。に入る文字をお答えください。」でした。)

今月号のクイズ
「留萌市平和都市宣言は、昭和 年 月 日に宣言されたものでしょう。に入る文字をお答えください。」
(ヒント:13ページをご覧ください。)



ご存知ですか? 国民年金保険料の免除・猶予制度 市民課国民年金担当からのお知らせ

仕事をやめたり、所得が低いなど経済的な理由などで保険料の支払が困難な方に対して、免除制度があります。申請により本人、配偶者及び世帯主のいずれも前年所得が一定以下のときに、保険料の納付が免除又は「一部免除」となります。

また、保険料の全額免除に該当となる方については、翌年度以降改めて申請が不要となる継続申請ができます。

若年者納付猶予制度及び学生納付特例制度の利用を

30歳未満の第一号被保険者の方ににつきましては、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、また、第一号被保険者となる20歳以上の学生対象となる学校等に限りについても、本人の前年の所得が一定以下の場合、

各免除・猶予制度	国民年金の受給資格期間	老齢基礎年金を受けるとき	障害・遺族基礎年金を受けるとき	追納期間
全額免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除	算入される	3分の1を年金額に反映 2分の1を年金額に反映 3分の2を年金額に反映 6分の5を年金額に反映	保険料納付済期間と同様となる	10年以内(※)
若年納付猶予 学生納付特例	算入されない	年金額には反映されない	資格期間に入らない	2年以内

※免除、猶予期間の保険料を追納する場合、3年目から当時の保険料に加算が付きます。

年金記録問題の対応

国民に大変ご心配をおかけしております「年金記録問題」に対し、現在社会保険庁では次のような対応を実施しております。今後とも皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

- 年金記録統合に向けての徹底的なチェック
基礎年金番号に結び付けられていない記録(5,000万件)を今年12月から来年3月までの間に照合し、該当者に「ねんきん特別便」として通知します。
- 年金記録相談体制の強化
利用しやすい相談体制をしき、相談に対しては丁寧な説明、迅速な処理などの対応を徹底します。(ねんきんあんしんダイヤル 0120-657830)
- 納付記録がない場合の第三者委員会の設置
社会保険庁や市町村に記録がなく、領収書等の証拠がない場合であっても総務省の「年金記録確認中央第三者委員会」更には「地方第三者委員会(北海道内は札幌、旭川、函館、釧路の4箇所)」により、本人などからの申し立てに基づき年金給付の是非を判断します。

留萌市においても問題解決に向け、年金記録の問合せの受け付けや社会保険事務所への取り次ぎ、市で保管している国民年金被保険者名簿(台帳)の確認や写しの交付などの対応を実施しておりますので、ご相談下さい。

お問合せはこちらへ▶ 留萌社会保険事務所 ☎43・7211 / 市・市民課国民年金担当 ☎42・1805